

企業年金・個人年金の現状と課題

令和6年4月2日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

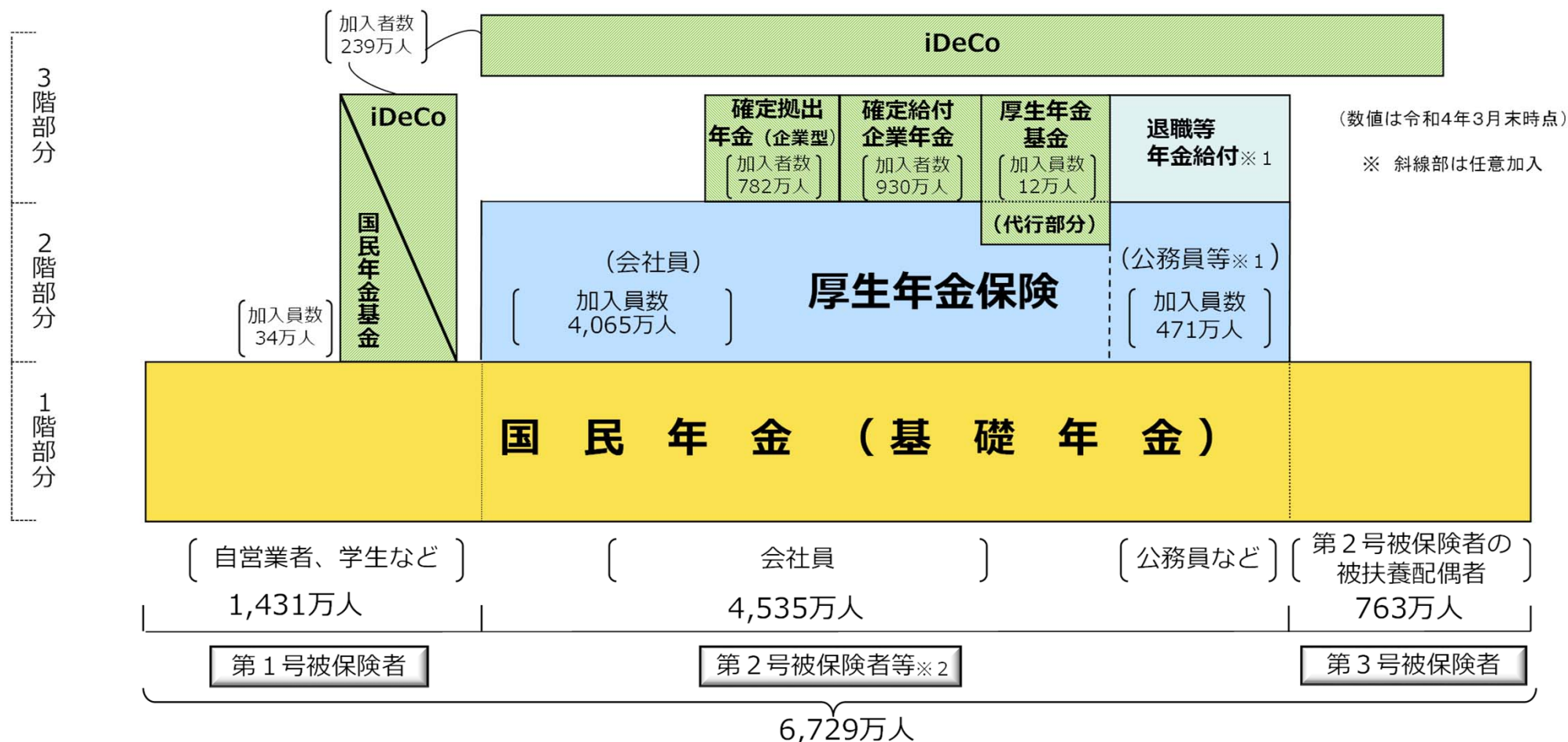
1. 企業年金・個人年金制度の概況

2 今後の課題

企業年金・個人年金制度の概況

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

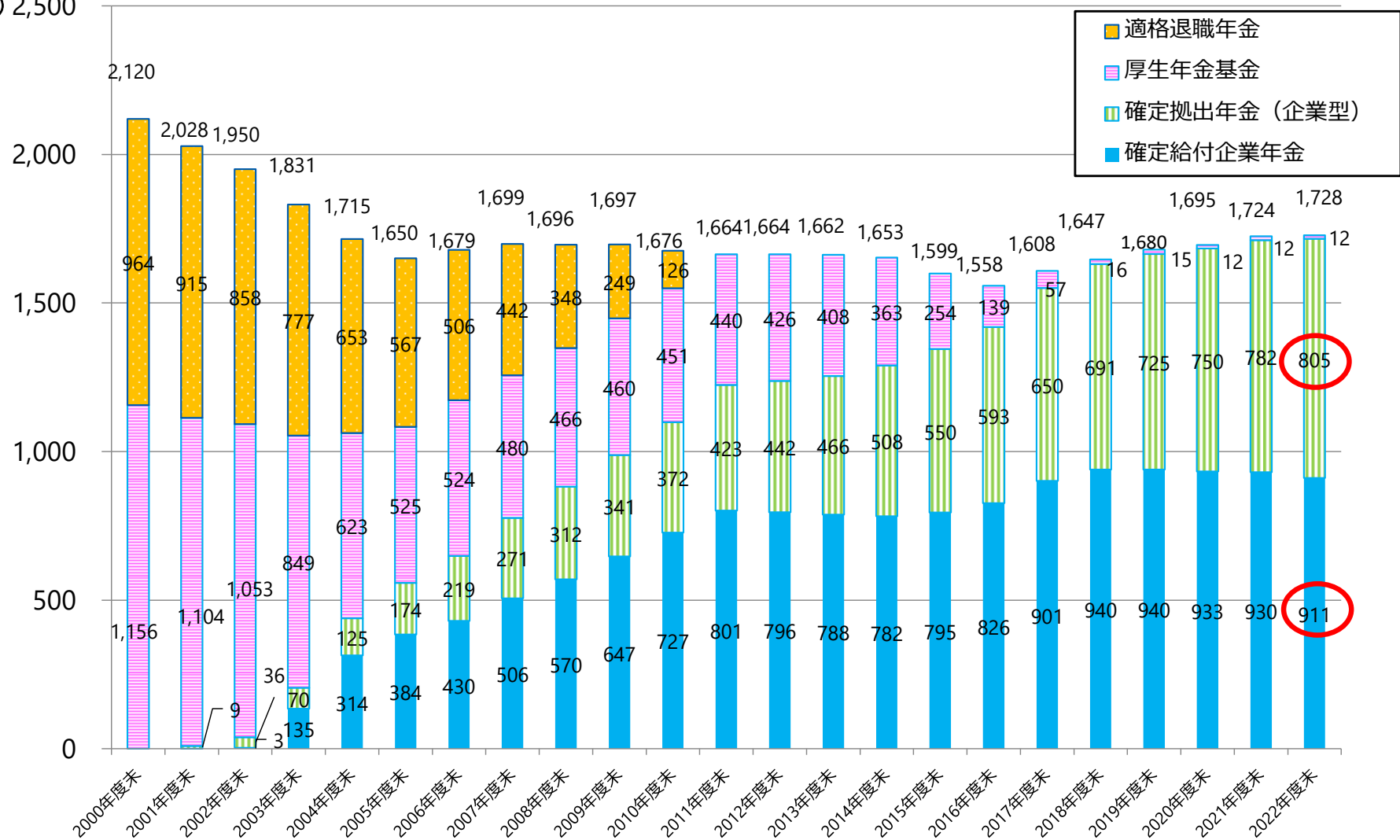


※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう (第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（DB）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

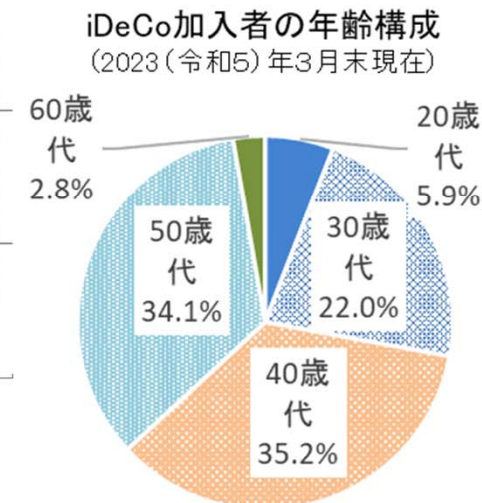
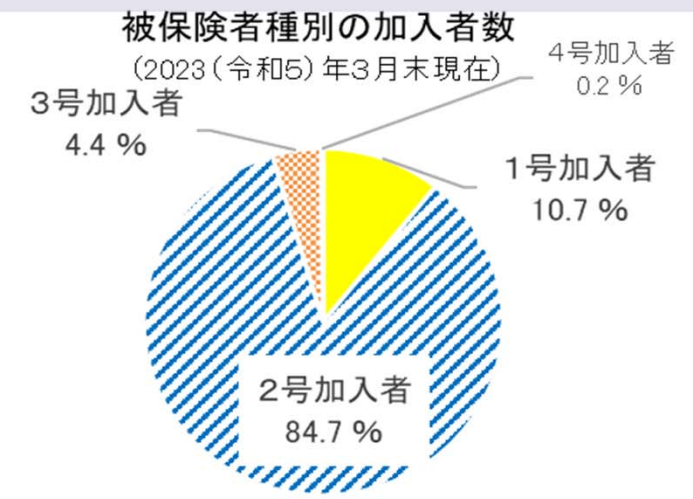
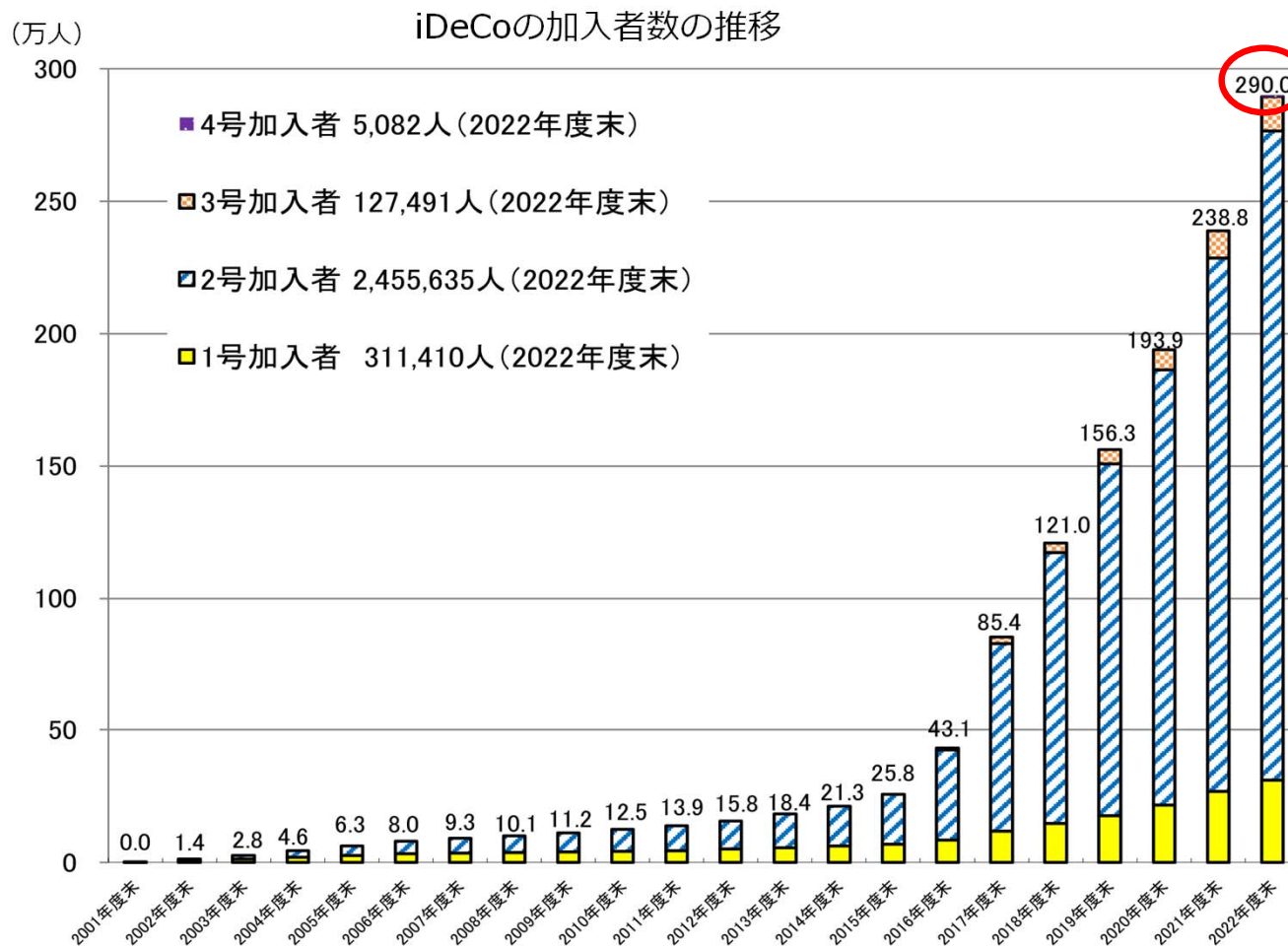
加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金: 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (individual type Defined Contribution pension plan に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2023 (令和5) 年3月末現在、加入者は290.0万人。
- 令和4年度における60歳以上のiDeCo新規加入者は約8万人。

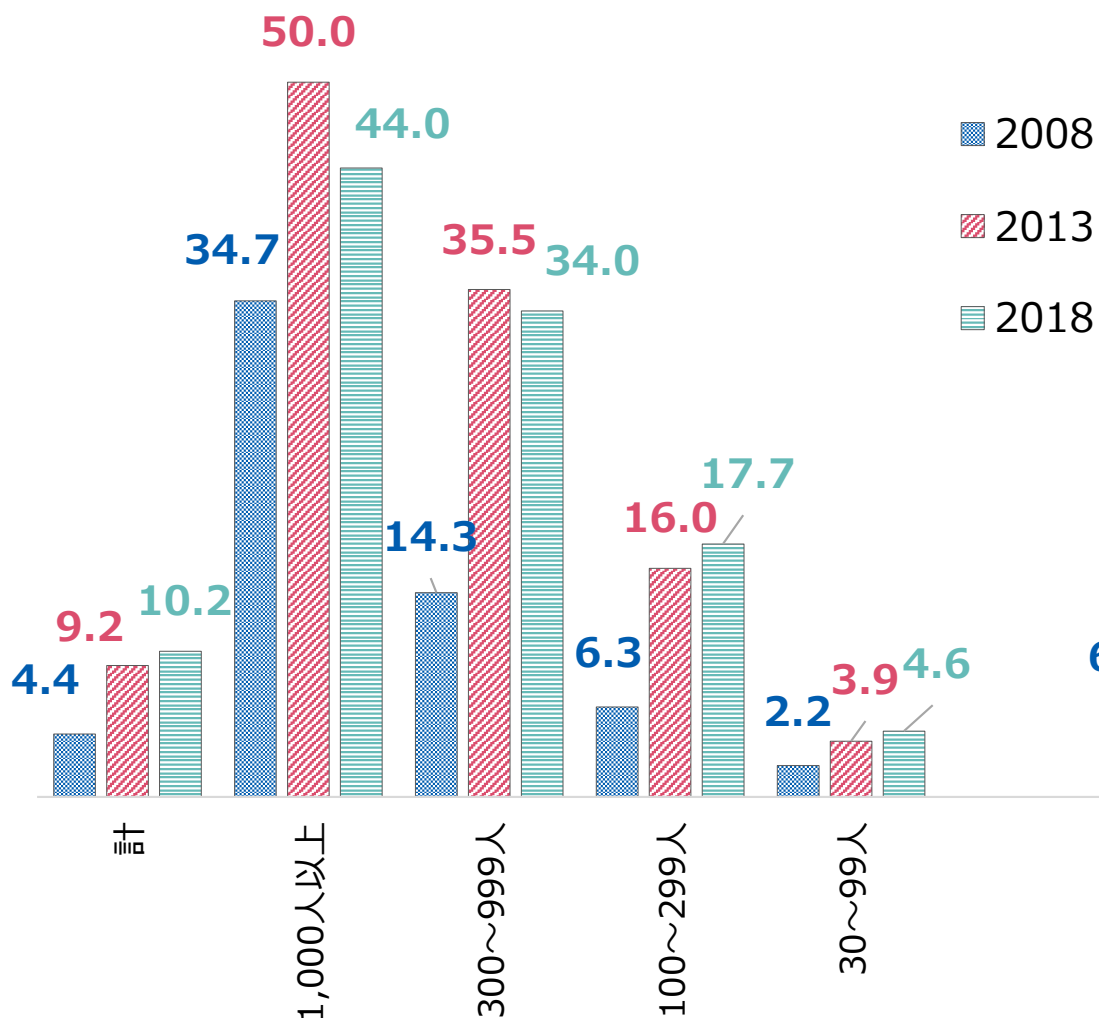


令和4年度における
60歳以上の
iDeCo新規加入者数
79,792名

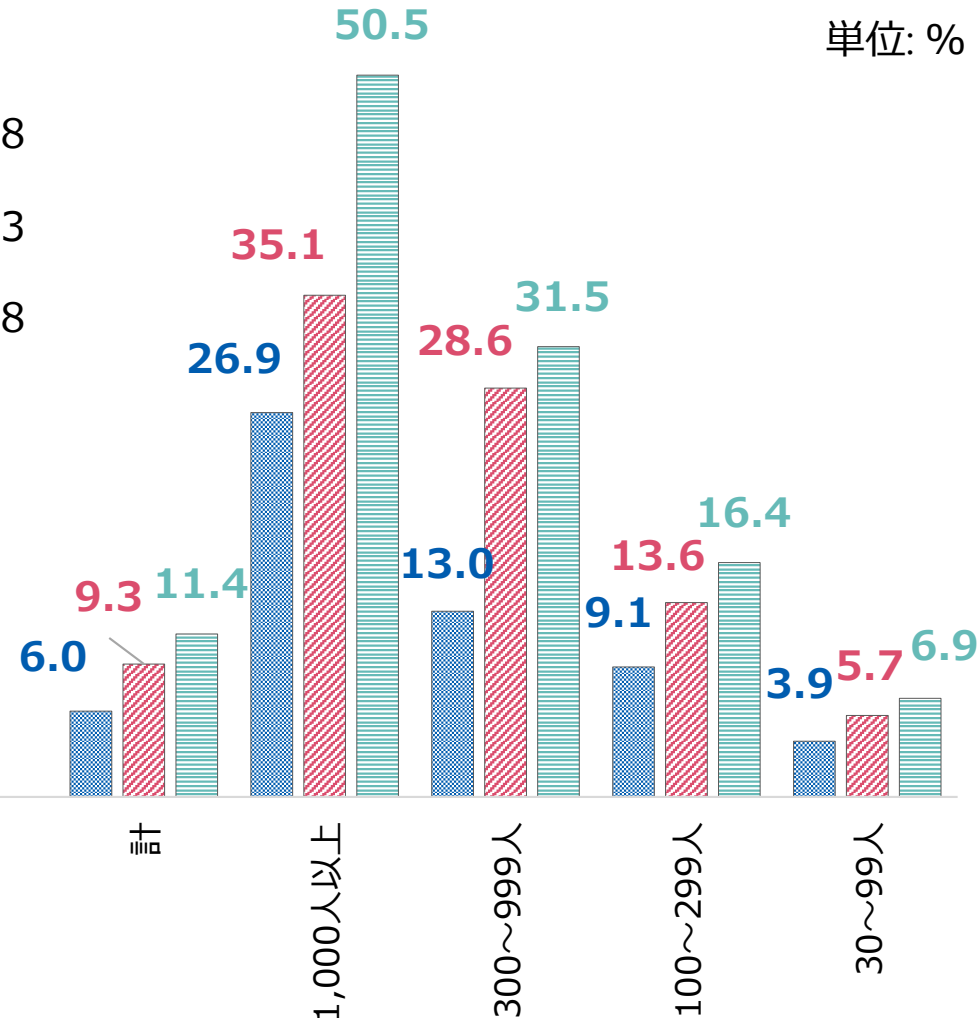
DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

確定給付型企业年金（DB）



企業型確定拠出年金（DC）



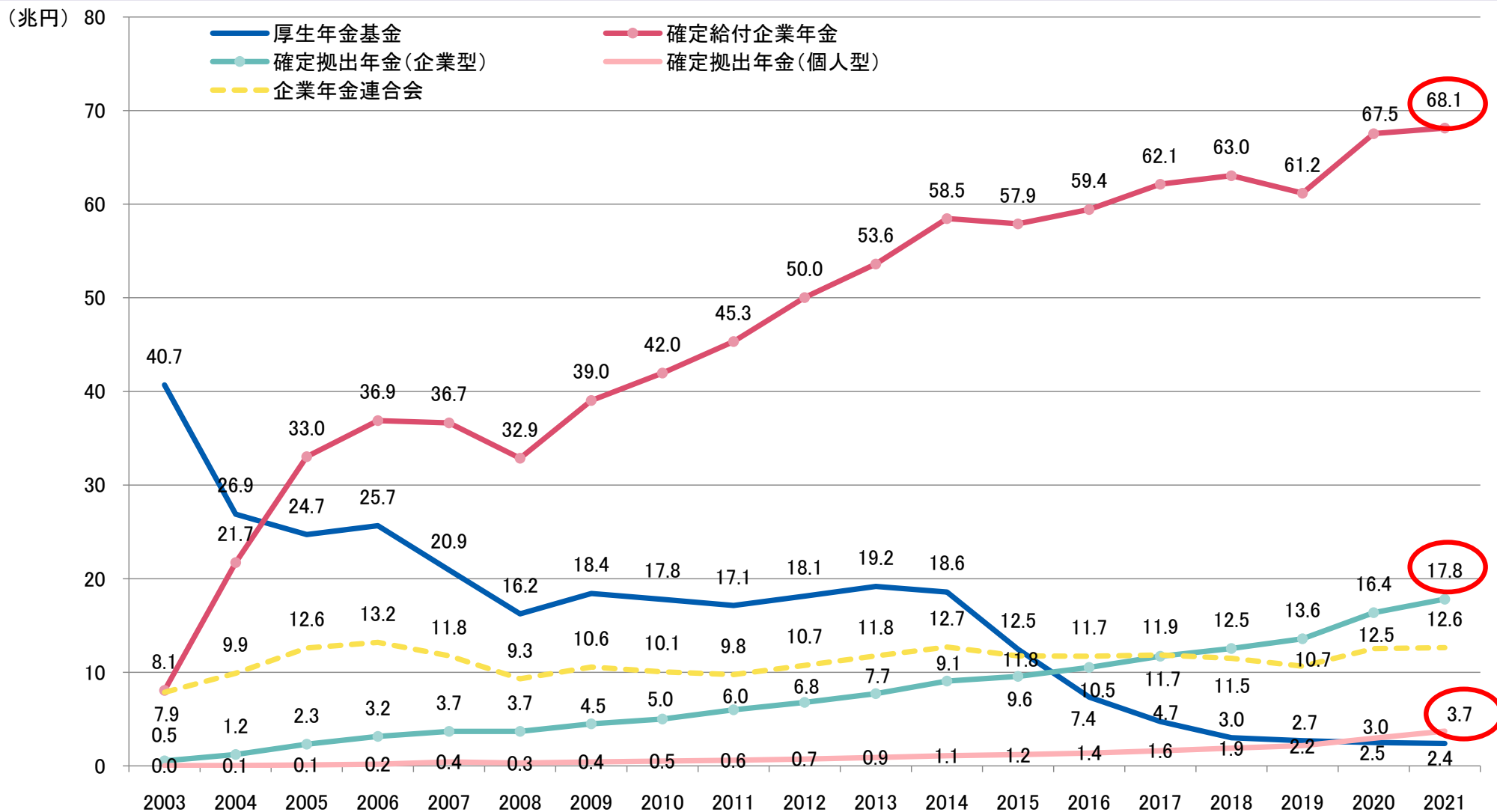
単位: %

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

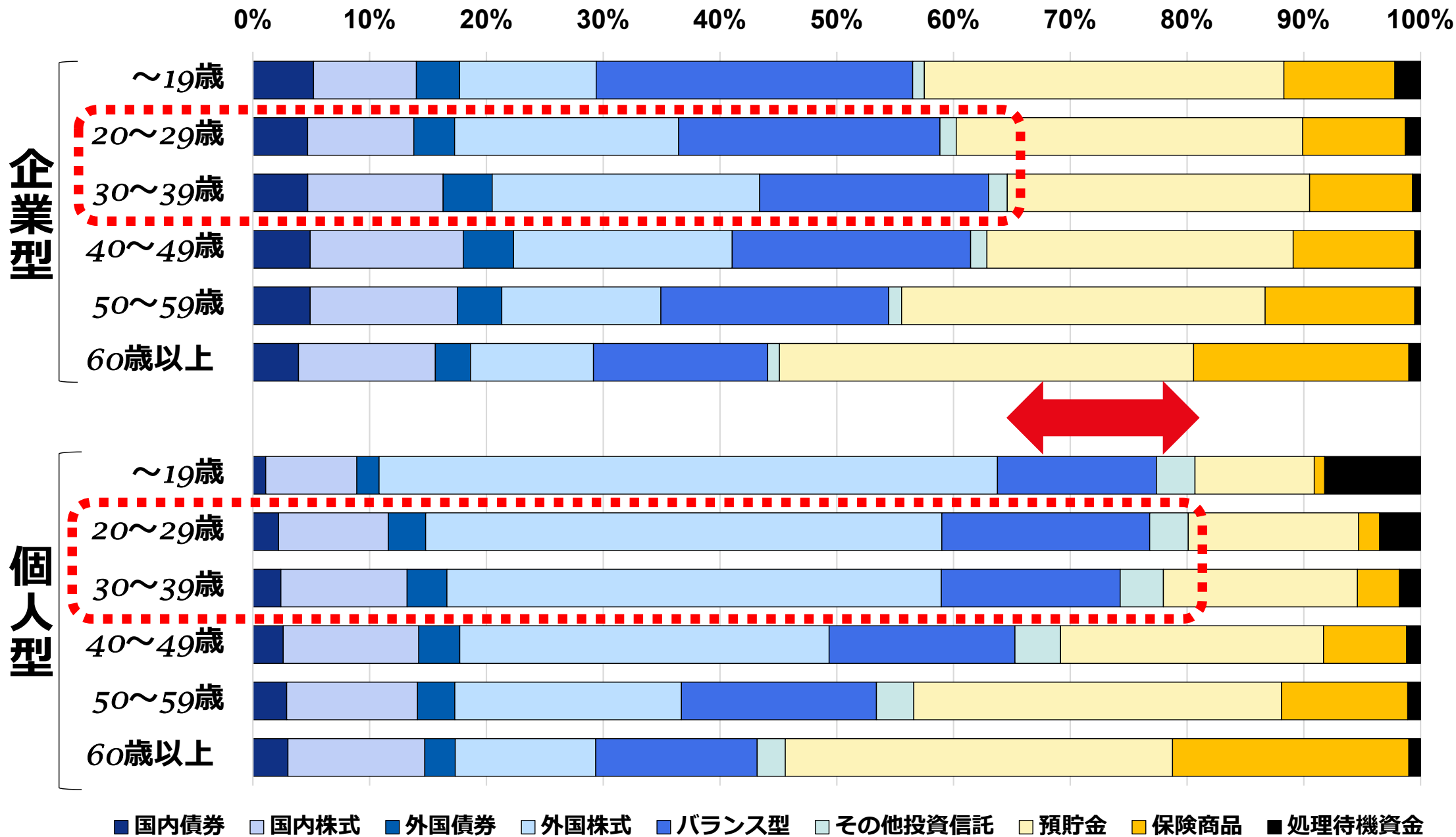
確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

○ 確定給付企業年金（DB）の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高17.8兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高3.7兆円となっている。



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

DCの年代別の資産構成割合



出典：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」をもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成

公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は改正前、赤字が見直し内容)

		20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→ (※2) →				
	(2) 厚生年金被保険者	→				
	(3) 受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	→ 上限年齢を75歳へ(R4.4～)	
私的年金	D B	(1) 確定給付企業年金 (DB) の加入者	→			
		(2) 確定給付企業年金 (DB) の支給開始時期の設定	←	→	→ 繰下げも可(※3)	
	D C	(3) 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入者	→		→	→ 厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能へ(R4.5～)
		(4) 個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo)) の加入者	→ (※2)			→ 国民年金被保険者が加入可能へ(R4.5～)
		(5) 確定拠出年金 (DC) の受給開始時期の選択		←	→	→ 上限年齢を75歳へ(R4.4～)

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者・国民年金第2号被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

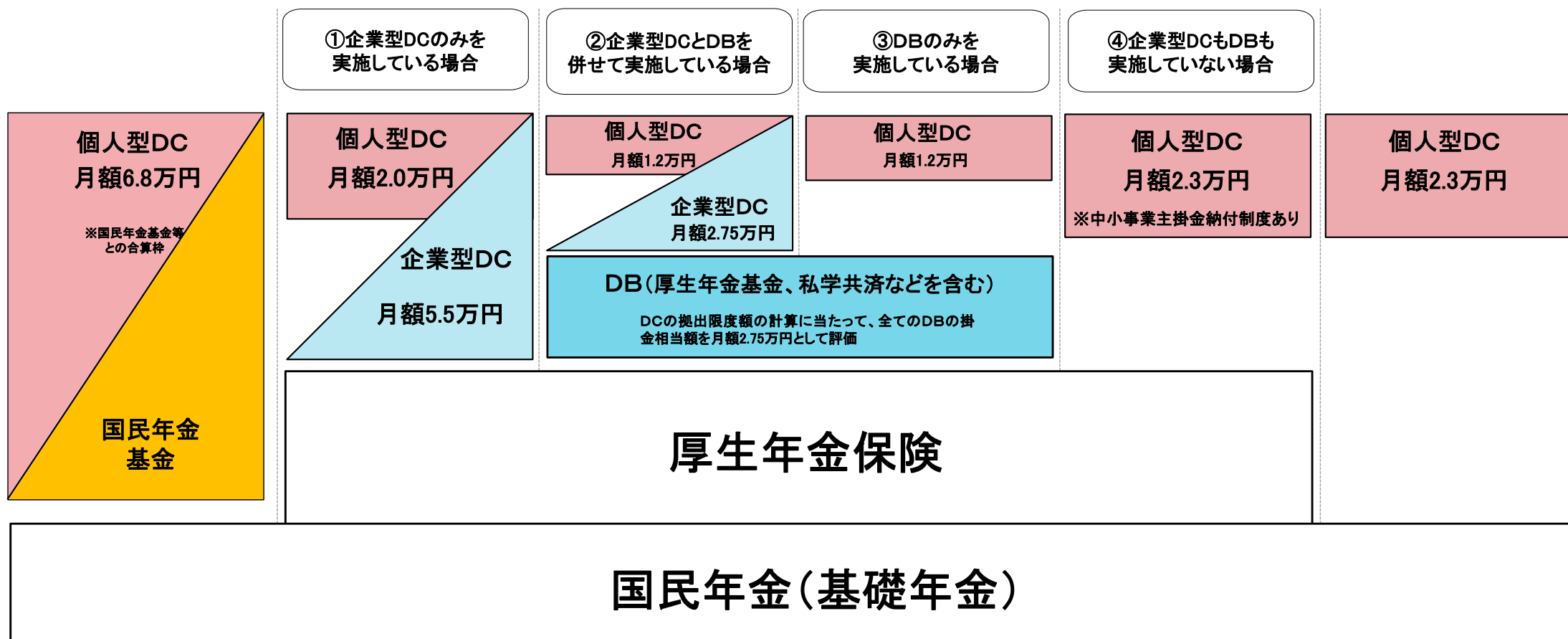
※3: 規約で定める範囲に限られる。

R2年金制度改正、R3税制改正の内容

R2年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大（65歳⇒70歳） ■ iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託 ■ DCの運営管理機関の登録手続きの見直し
R2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向け制度（簡易型、iDeCoプラス）の対象拡大（従業員100人以下⇒300人以下） ■ 企業型DCの規約変更手続きの見直し ■ DBガバナンスの確保（総合型基金の代議員規制、AUPの実施、資産運用委員会の設置） ■ DB, DCの法令解釈通知等の改正（同一労働同一賃金ガイドライン、選択制DC）
R3年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ iDeCo加入申し込み等のオンライン化、添付書類の簡素化
R3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの脱退一時金の改善（通算掛金拠出期間3年以下⇒5年以下）
R4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの受給開始時期の上限引き上げ（70歳⇒75歳） ■ 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し
R4年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの加入可能要件の拡大（企業型:65歳未満厚年加入⇒厚年加入, 個人型:60歳未満国年加入⇒国年加入） ■ DCの脱退一時金の改善（外国籍人材の帰国時の受給要件緩和） ■ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善
R4年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和 ■ 企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択
R6年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ DCの拠出限度額の算定方法の見直し（DB等の他制度掛金相当額の反映）

※ DCの拠出限度額の算出方法の見直し（R6年12月1日）がR3税制改正、その他はR2年金制度改正

現行のDC拠出限度額（2022（令和4）年10月～）



国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マatching拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、Matching拠出が可能。Matching拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

DB等の他制度掛金相当額の反映後（令和6（2024）年12月～）

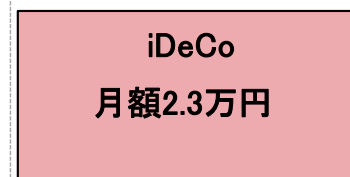
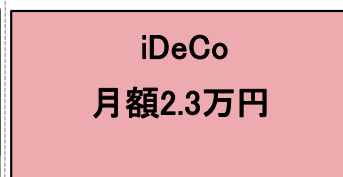
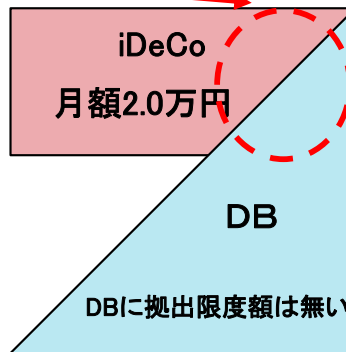
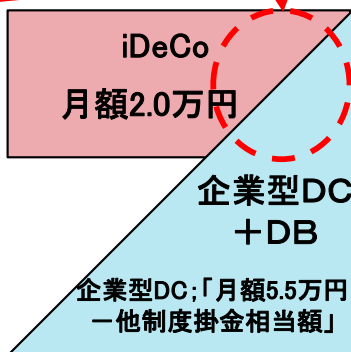
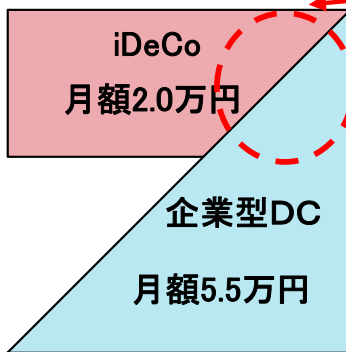
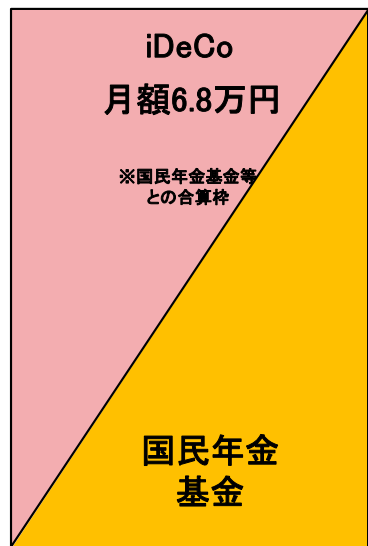
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
●事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金（基礎年金）

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

今後の課題



2040年を展望した社会保障

- 2040年に向けて：高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減
→ 「総就業者数の増加」とともに、
「より少ない人手でも成り立つようにする」 ことが必要。

- 国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。

① 多様な就労・社会参加の促進

② 健康寿命の延伸

③ デジタル化等、サービス改革による生産性の向上

+ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

※ 社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを
広げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点（抄）

【経済・社会の変化】

現役

- ✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化
- ✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化
- ✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり

老後

- ✓ 高齢期の長期化
- ✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化

【経済・社会の変化と私的年金制度】

- 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成**を図ることができるようにする
- 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せ**を可能にする

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点（抄）

【今後の検討における主な視点（例）】

- ① **国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築**
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② **私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備**
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進
(特に、中小企業)、周知広報等)
- ③ **制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備**
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、
従来の制度改正で提起された課題等)

① iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③ iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

（注）税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

資産運用立国実現プラン アセットオーナーシップの改革 概要

(令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ)

4. アセットオーナーシップの改革

● アセットオーナー・プリンシプルの策定（2024年夏目途）

※ アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進
- ・ 小規模DBが企業年金連合会の共同運用事業を活用できるよう、選択肢拡大を含め、事業の発展等に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進
- ・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化を行う

(出所) 資産運用立国実現プラン本文より厚労省作成

見直しに向けた今後のスケジュール

	今後の検討課題など
2023年度 (R5年度)	4月～ 企業年金・個人年金部会での議論 ・ ヒアリング ・ 論点のまとめ ・ 個別論点に関する議論
	年度末 中間整理
2024年度 (R6年度)	夏 (公的年金・財政検証) 税制改正要望
	年末 企業年金・個人年金部会におけるまとめ 与党令和7年度税制改正大綱とりまとめ

6月 骨太の方針等

6月 骨太の方針等

企業年金・個人年金部会におけるまとめ
与党令和7年度税制改正大綱とりまとめ

視点1. 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築

- 1 拠出・運用・給付一体での議論
- 2 拠出のあり方
 - ・ 総論
 - ・ iDeCoの拠出限度額
 - ・ 企業型DCの拠出限度額
 - ・ いわゆる穴埋め型、共通の非課税限度枠の設定、キャッチアップ拠出
 - ・ 企業型DCのマッチング拠出 等
- 3 給付のあり方
 - ・ 年金での受給促進
 - ・ 受給のあり方、受け取り方 等
- 4 iDeCoの加入可能年齢の引上げ
 - ・ 公的年金との関係（上乘せの考え方）
 - ・ 具体的なiDeCoの加入要件 等
- 5 iDeCoの受給開始可能年齢の引上げ
- 6 国民年金基金制度
- 7 運用期間中の税制

等

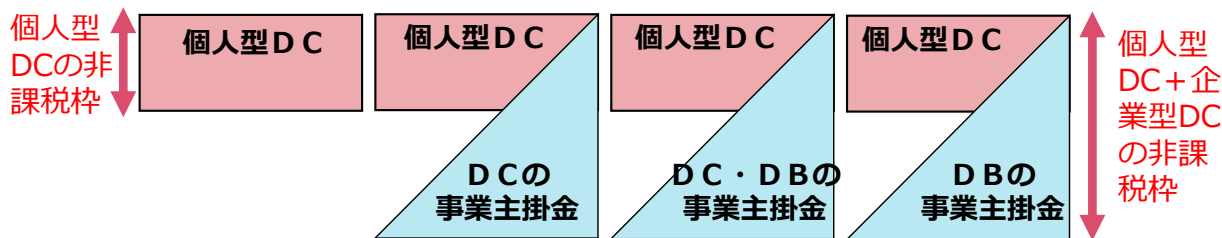
「穴埋め型」 / 「共通の非課税枠」

- 我が国においては、これまで企業年金・個人年金等に関する制度・税制が段階的に整備・拡充されてきた中で、働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっているなどの課題がある。
- この点に関して、我が国でも、老後の所得確保に向けた支援（非課税拋出の枠）を公平にするとともに分かりやすい制度とする観点から、個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））等を活用した「穴埋め型」や「共通の非課税枠」についての提案がなされてきた。

粗いイメージ（被用者）

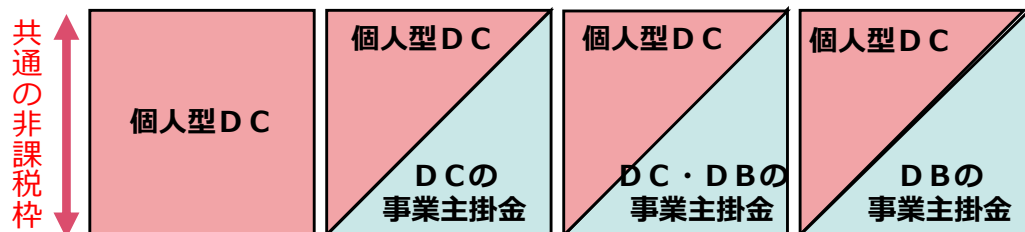
R6.12以降制度

企業年金なし 企業型DC 企業型DC+DB DBのみ



穴埋め型 / 共通の非課税拋出枠

企業年金なし 企業型DC 企業型DC+DB DBのみ



(※) 企業型DCでマッチング拋出を導入している企業の場合は、個人型DCかマッチング拋出かを加入者がそれぞれ選択可能とするとも考えられる。

制度設計の例

- ・ 個人別に老後の備えのための非課税拋出の共通枠を設定
- ・ 企業年金がある場合は、DB・DCへの企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拋出が可能

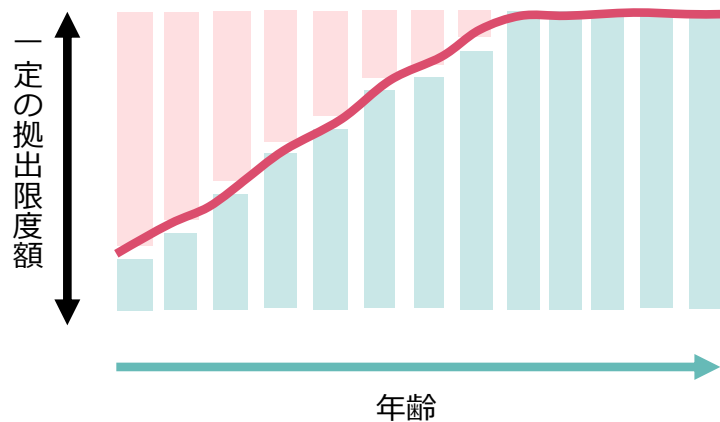
(出典) 第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年12月23日）参考資料1を参考に厚生労働省にて作成

「生涯拠出枠」 / 「キャッチアップ拠出」

- 企業年金の多くが賃金カーブに応じた設計となっているため、若年期と中高年期とで企業年金の拠出額の差がある実態や、ライフコースに応じて個々人の拠出額は変動することから、拠出限度枠の未利用分を繰り越して使える生涯拠出枠や、退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）について提案があった。

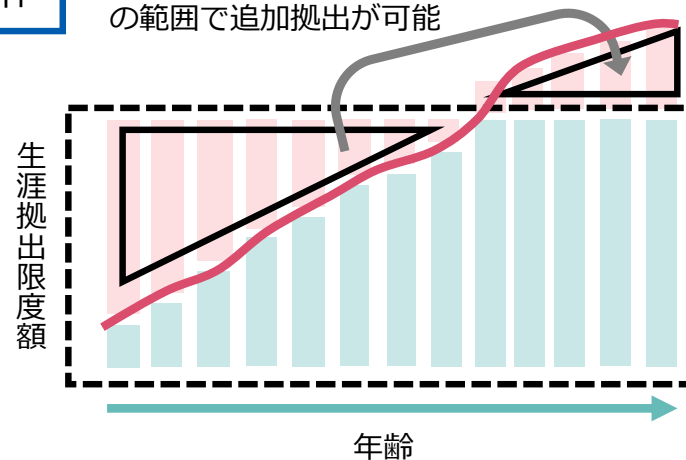
粗いイメージ

R6.12以降制度



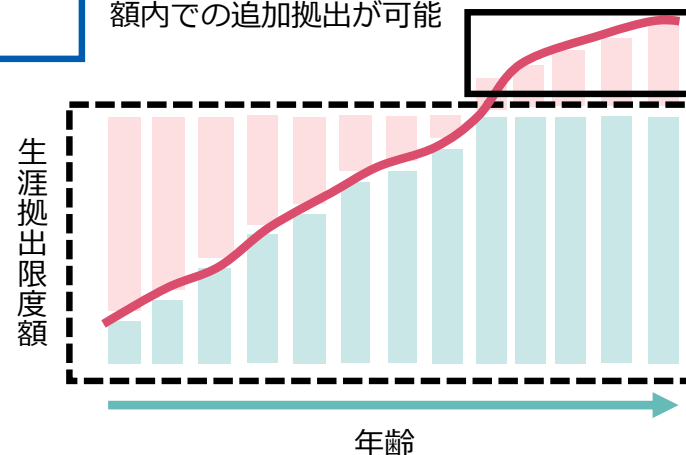
生涯拠出枠

生涯拠出限度額の未利用分の範囲で追加拠出が可能



キャッチアップ拠出枠

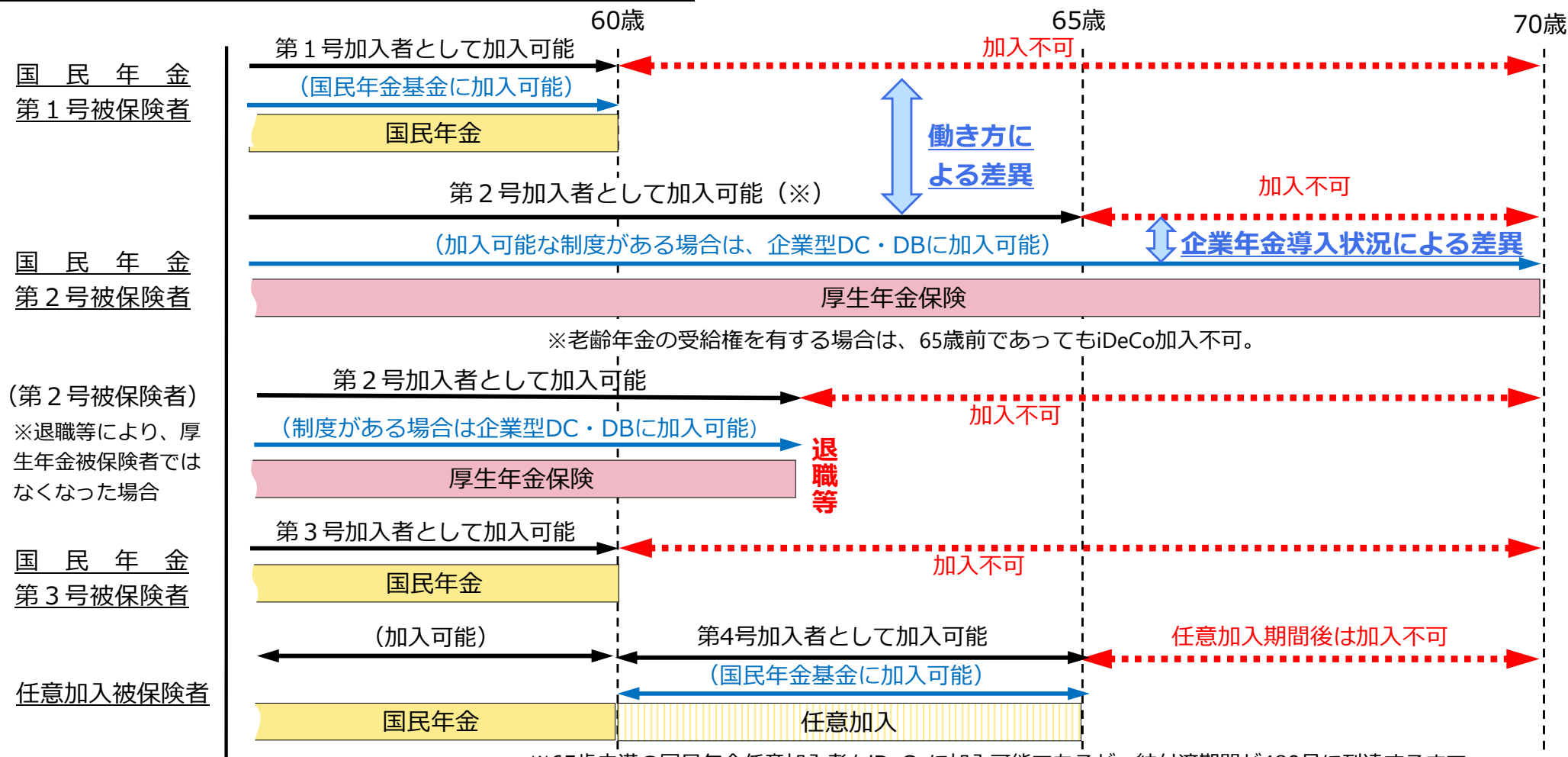
一定年齢以降において一定額内での追加拠出が可能



60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係

- 自営業者等の国民年金第1号被保険者と会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者ではiDeCo加入可能年齢が異なるため、60歳以降の働き方によって私的年金を活用できる期間が異なる。
- 会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者は原則65歳以降はiDeCo加入資格を失うため、65歳以降の厚生年金被保険者は企業年金の導入状況により、私的年金を活用できる期間が異なる。

iDeCo加入資格と私的年金を活用できる期間



※65歳未満の国民年金任意加入者もiDeCoに加入可能であるが、納付済期間が480月に到達するまで

■ 就労延長（Work longer）

働けるうちはなるべく長く働く**先発投手（スターター）**



■ 私的年金等（Private pensions）

就労引退から公的年金の受給開始までをつなぐ**中継ぎ（セットアップ）陣**



■ 公的年金（Public pensions）

終身給付で人生の終盤を締めくくる**抑えの切り札（クローザー）**



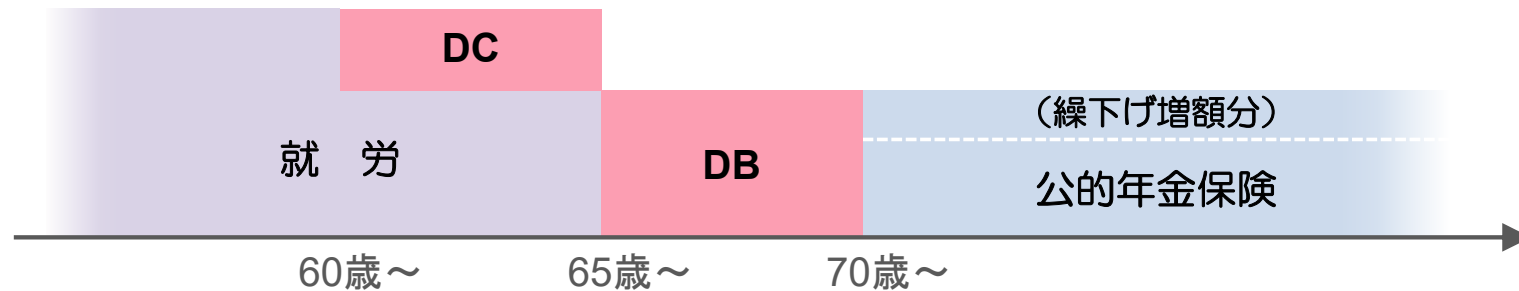
WPPによる「継投」のバリエーション

第21回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
2023年4月12日

資料3

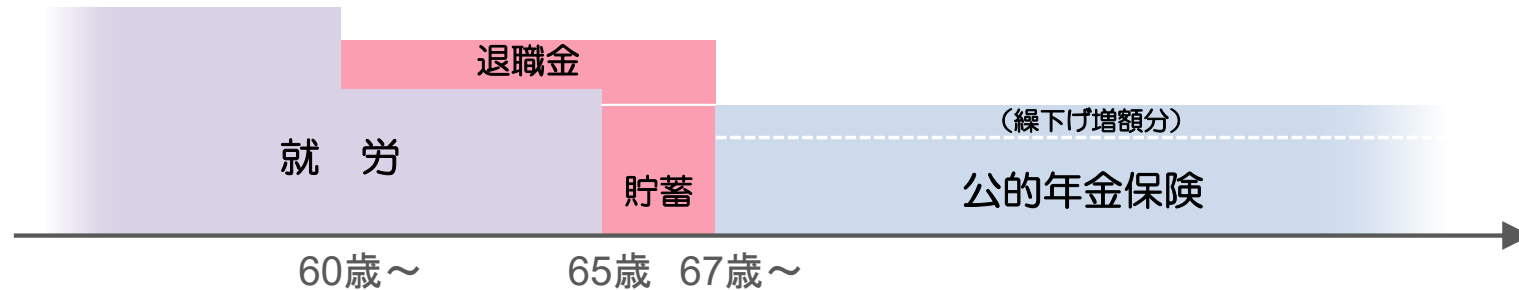
<パターン①>

60歳以降の給与減はDCで補い、70歳まではDBでつなぐ



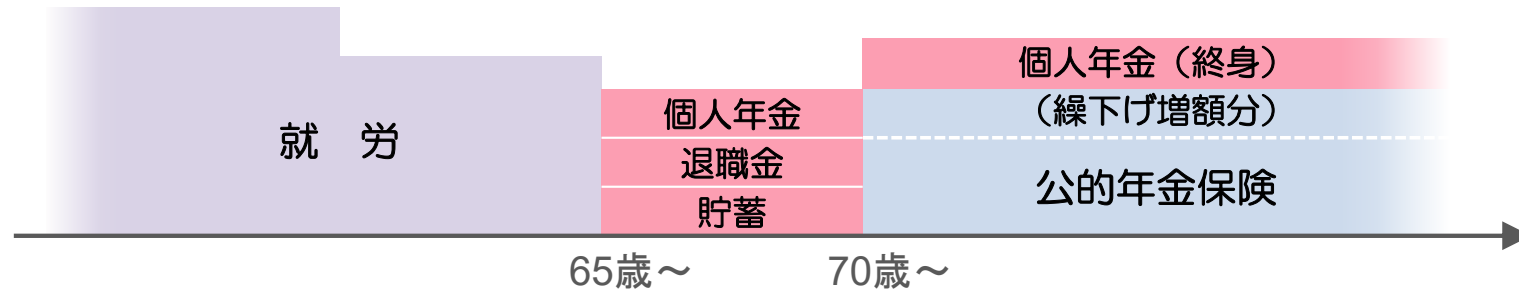
<パターン②>

就労と貯蓄の取り崩しで凌ぎ、頃合いを見て公的年金の受給開始を前倒し



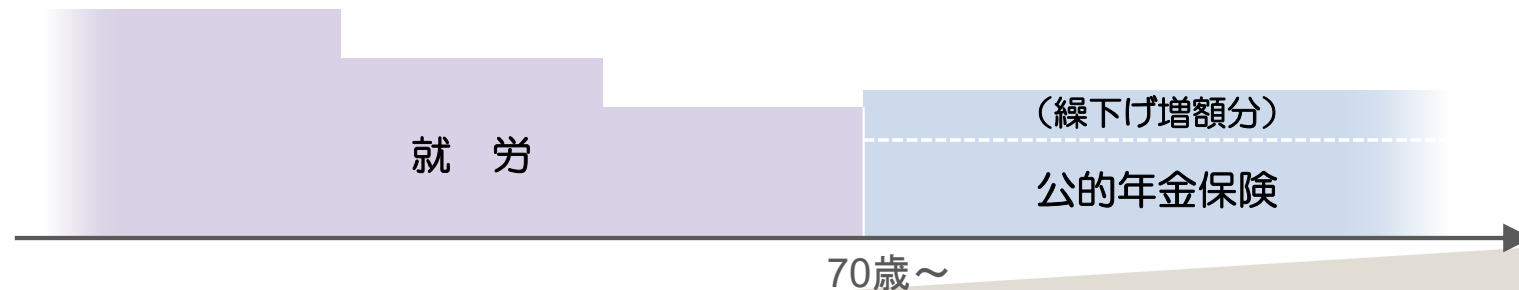
<パターン③>

老後資金が想定以上に積み上がったため、私的年金も終身給付(完投)で備える



<パターン④>

公的年金の受給開始までの期間を就労のみで乗り切る(貯蓄は臨時の出費への備え)



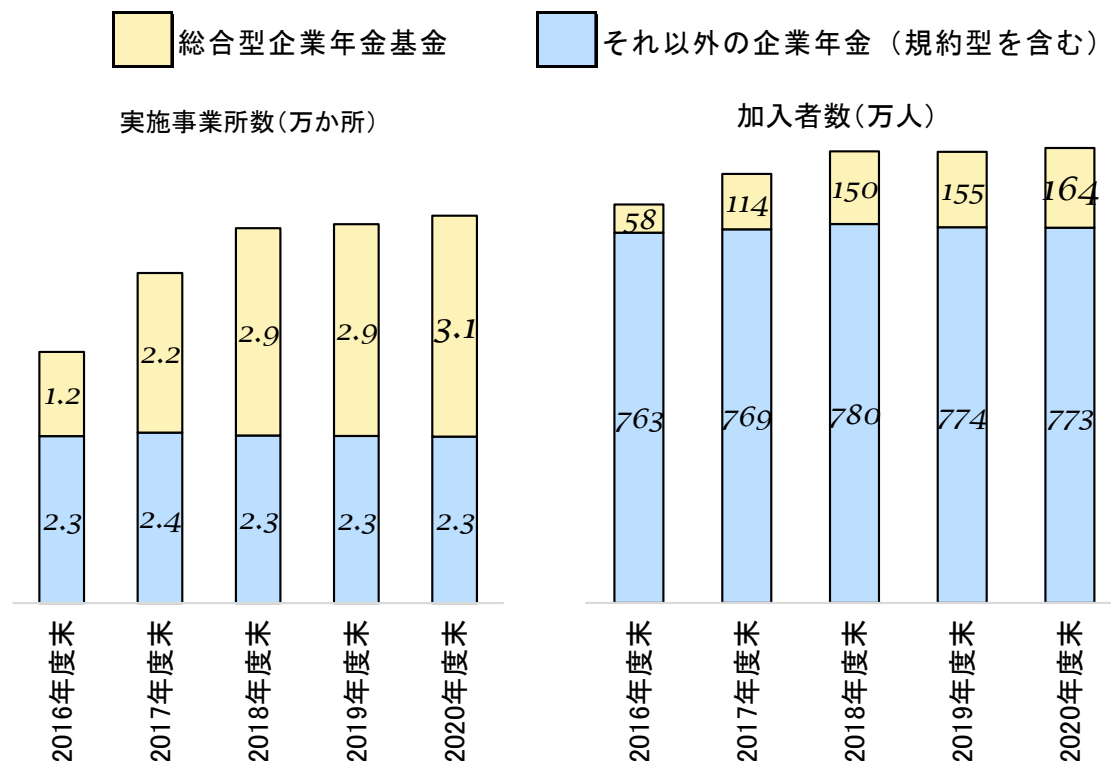
視点2. 私的年金制度の普及・促進

- 1 私的年金の普及拡大
 - ・ 周知広報
 - ・ 相談窓口 等
- 2 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）
 - ・ iDeCo+の掛金拠出のあり方
 - ・ 人数要件（300人以下） 等
- 3 簡易型DC制度
- 4 手続の簡素化等
 - ・ iDeCoの手続の簡素化・効率化
 - ・ オンライン化・デジタル化
 - ・ 中途引き出しのあり方 等
- 5 その他
 - ・ ポータビリティの拡充

DBの中小企業などへの普及の取組

総合型DB基金

- 総合型DB基金の実施事業所数、加入者数は着実に増加しており、中小企業などの受け皿となっている。



※ 受託保証型DBは含まれていない。

- ガバナンスの課題が指摘されていたことから、代議員の選任方法の見直し、年金資産が20億円を超えた場合の会計監査又はAUP（公認会計士等が事前に合意された確認内容の確認を行うもの）の導入が行われた。（2020年9月法令改正）

簡易な基準に基づくDB

- 加入者数500人未満のDBでは、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められている。
- 2023（R5）年3月末時点で3,695件。

受託保証型DB

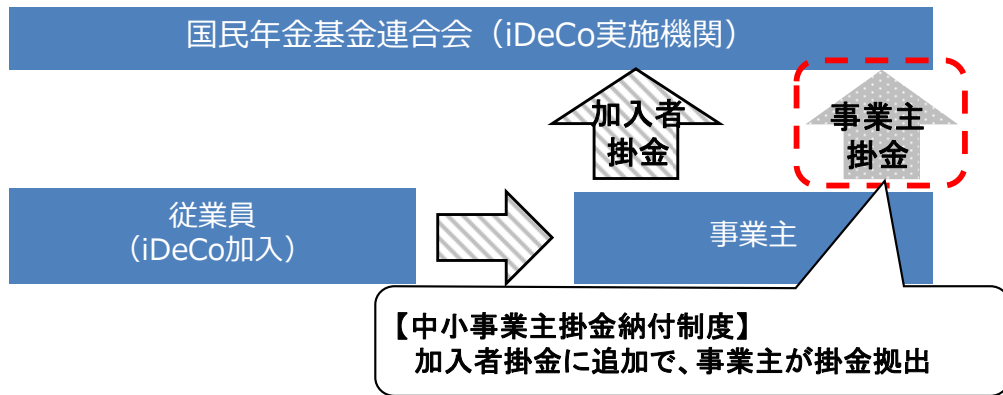
- 保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれるDBである。
- 掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められており、手続きも簡素化されている。
- 2023（R5）年3月末時点で491件。

（出所）上記数値は全て年金局調べ。

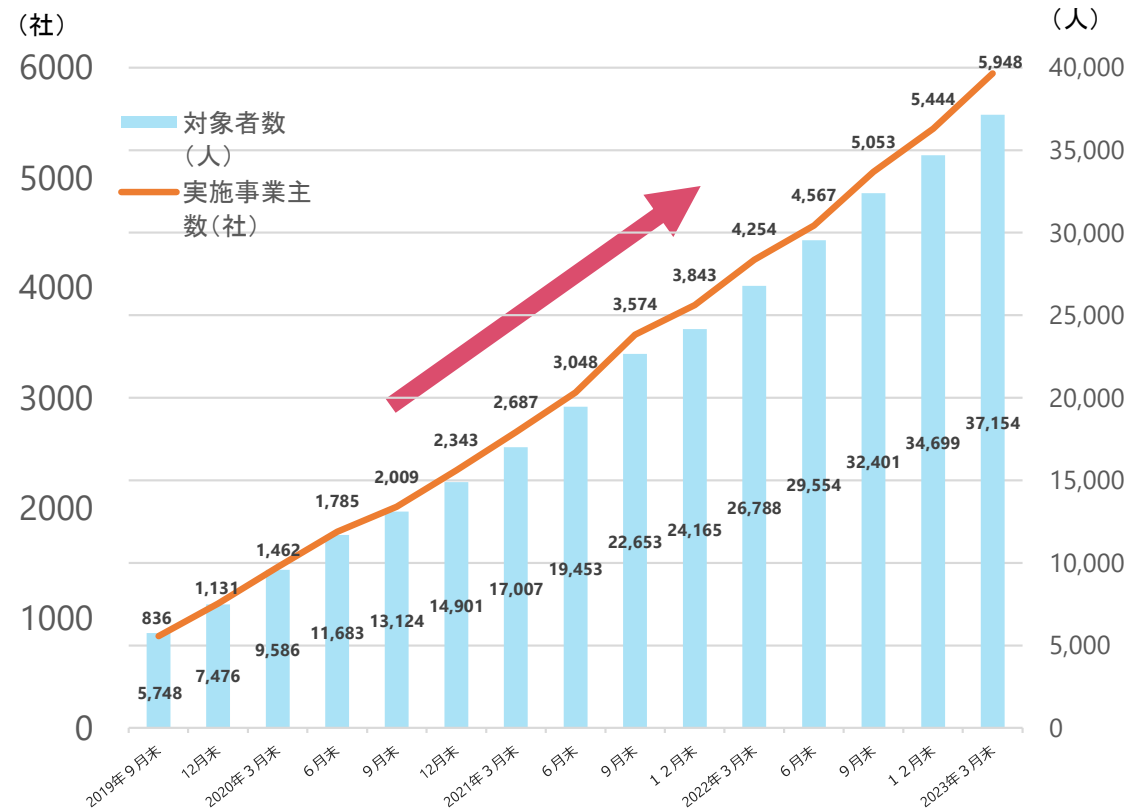
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



<iDeCoプラスの実施状況>



（出所）国民年金基金連合会調べ

視点3．資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）

1 DB・DC共通の論点

（1）加入者のための見える化の充実

- ・加入者・受給者のための見える化
- ・拠出や給付の見える化
- ・iDeCoの拠出限度額の見える化
- ・DBの見える化
- ・年金ダッシュボード

等

（2）DB・DCのガバナンス強化

（3）その他

- ・いわゆる選択制DB・DC

2 DB制度の環境整備

（1）DBの運用力の向上

（2）DBの加入者のための運用の見える化

（3）その他（給付減額判定基準、個別同意等）

3 DC制度の環境整備

（1）運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定

（2）DCの加入者のための運用の見える化

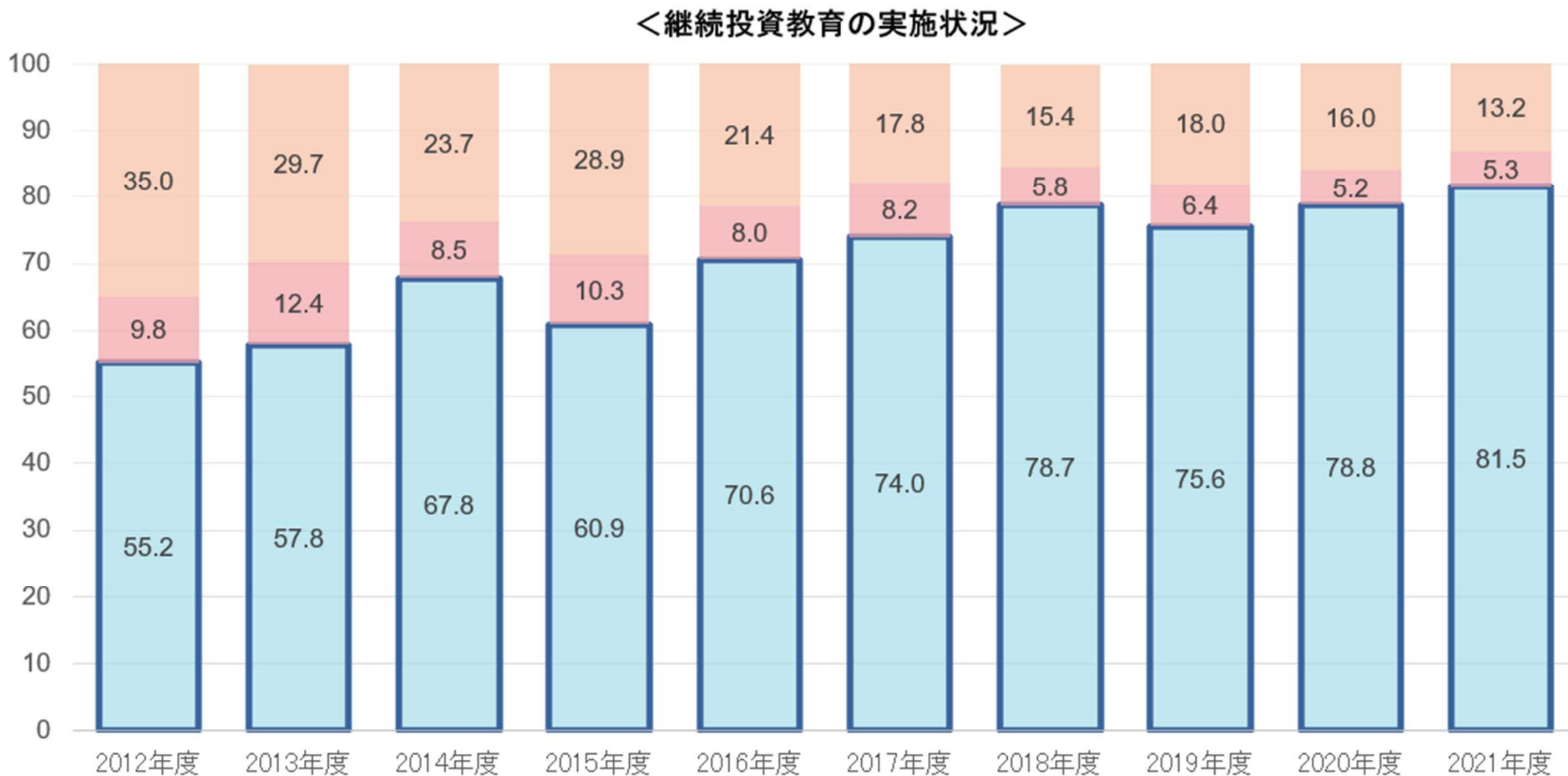
（3）投資教育の充実

（4）指定運用方法の見直し

（5）自動移換

継続投資教育の実施状況

- 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。



(出所) 企業年金連合会資料を基に厚生労働省作成(2012年度決算～2021年度決算)

iDeCo加入者に対する投資教育について

- 企業型DCを実施する事業主と同様に、iDeCoを実施する国民年金基金連合会にも加入者等に対して継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などをiDeCoの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会は企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託（2021年4月～）。

【事例①】特設サイトの開設、及び動画コンテンツの作成

動画で学ぶiDeCo特設サイト

お知らせ iDeCoとは? 動画 用語集

動画で学ぶiDeCo特設サイトは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の実施機関である国民年金基金連合会からの業務委託を受けて、企業年金連合会が運営しています。

ミライのために、いま知ろう

iDeCo

動画で学ぶiDeCo特設サイト

40歳代までの方 > 50歳代以上の方 > 加入前の方 >

【事例②】オンラインセミナーの開催

後援：厚生労働省

iDeCo ライブ配信セミナー

受け取り方、ご存じですか? **参加無料 先着 500名**

2022年 法改正対応 iDeCoの加入資格、掛金の上限といった基本的事項に加え、受け取り方に重点をおいて分かりやすく解説します。セミナー後は質疑応答の時間も用意しています。

講師 **大江 加代**
企業年金連合会 調査役 1級DCプランナー

2022年11月30日(水) 19~20時

開催方法 Webでのオンライン開催 (Webex Events使用)
※PCでの受講の場合、アプリケーションのダウンロードなしで簡単に参加できます。

申込方法 申込締切：11月24日(木)まで

<p>1. Webによる申込み</p> <p>左のQRコードを読み取るか、下記のアドレスから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。</p> <p>https://forms.gle/nNYMchKo3BvbQQfp6</p>	<p>2. メールによる申込み</p> <p>本文に以下の①~④を記入し、送信してください。</p> <p>【送信先】 kikaku-ka@pfa.or.jp 【タイトル】 11月30日 iDeCoセミナー 【入力項目】 ①メールアドレス、②氏名、③セミナーを知った経緯、④ iDeCo加入年数</p>
--	--

*1 お申込みの際にお預かりしたメールアドレスなどの個人情報につきましては、企業年金連合会のセミナー開催目的以外には使用いたしません。
*2 受講方法等の詳細については、後日ご入力いただいたメールアドレスあてにご案内いたします。
*3 新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更または中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
*4 このセミナーは、国民年金基金連合会からの委託を受けて、企業年金連合会が実施するものです。

お問い合わせ

企業年金連合会 私的年金制度普及事業室 TEL：03-5401-8712 MAIL：kikaku-ka@pfa.or.jp

- 効率・効果的な教育活動を抜本的に拡大するとともに、個人の意識の向上や具体的な行動変容につなげる観点から、個人に寄り添ったアドバイスが得られる環境を整備する。

【主要な事業】

1

講師派遣事業

- 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。

2

イベント・
セミナー事業

- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

3

個別相談事業

- 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。

4

認定アドバイザー
事業

- 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

- 事業の推進に当たって、教材の充実や講師の質の向上のほか、調査分析に基づきPDCAを回すことで、より良い教育活動の充実を図る。

5

教材・コンテンツ制作
その他情報発信

- ✓ 官民の各団体が有するノウハウを結集。
- ✓ 対象層別の標準講義資料の導入。

6

養成プログラム

- ✓ 認定アドバイザーが、分野横断的な教育を行えるよう、知識習得の機会を担保。

7

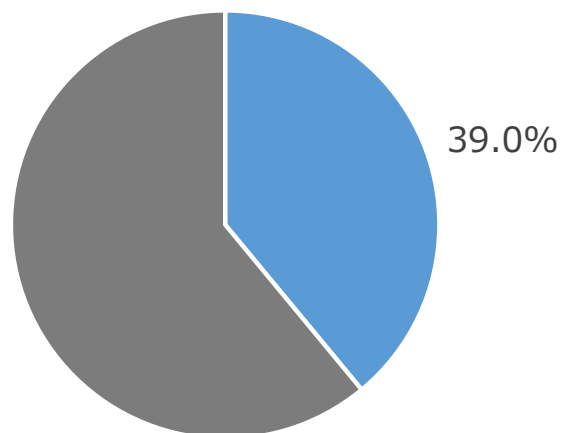
調査・分析

- ✓ 教育活動の目標やKPIを設定。
- ✓ 個人の意識や行動に関する実態調査を実施。

指定運用方法の設定（企業型DC）

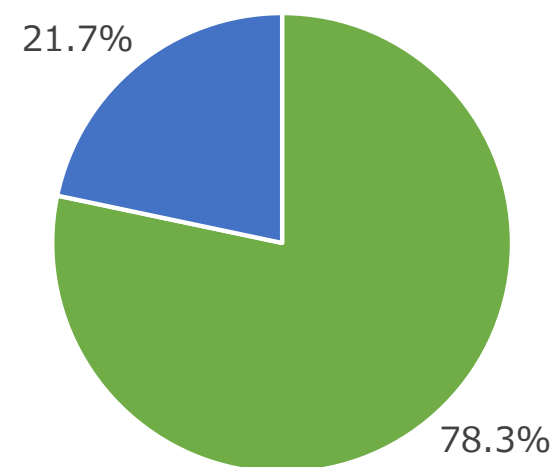
- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われなかった場合、一定期間（特定期間や猶予期間）を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備。
- 指定運用方法を設定している事業所の割合は全体の39%。うち、元本確保型商品を設定している事業所の割合は78%。指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合は、11.5%。

指定運用方法の設定事業所の割合



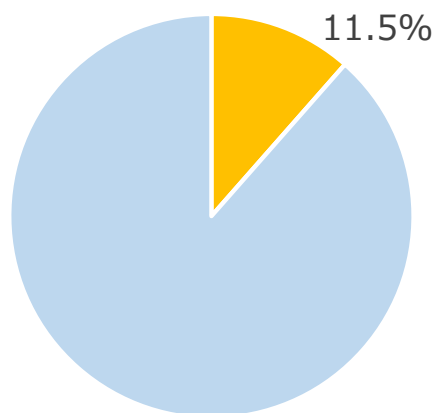
指定運用方法の商品構成

（事業所毎）



■ 元本確保型商品
■ 非元本確保型商品

指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合



（出典）令和4年度中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に集計。

指定運用方法例

- 指定運用方法の選定に際しては、運営管理機関が候補となる商品とその選定理由を提示することとされている。
- 指定運用方法については、運用方法ごとに、信託報酬等の手数料にばらつきがみられる。

<指定運用方法例（個別情報をもとに一般化して作成）>

	指定運用方法	種類	信託報酬率	選定理由
A社	グローバルバランスファンド	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収益確保とリスク低減 ・安定的運用の実現が期待できる ・信託報酬を含むトータル・コストは低水準
B社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・各資産のマザーファンド(パッシブファンド)の実績 ・年齢に応じたリスク抑制 ・相対的な信託報酬の低さ
C社	バランス・ファンド(安定型)	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況 ・安定的な収益確保と長期的なリスク抑制
D社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン、リスク、手数料、運用結果が掛金の合計額を上回る可能性を総合的に考慮
E社	保険(10年)	利率保証年金保険	—	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況と運用実績 ・長期的に安定した運用が期待できる
F社	定期預金(10年)	預金又は貯金の預入	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運用未経験者及びやむを得ず指図を行えない従業員の金融理解度やリスク許容度を考慮

(出典) 運営管理機関による公表資料・事業報告書をもとに厚生労働省作成。

(注) 必ずしも特定の商品をもとに想定して記載したのではなく、各運用商品の情報を一般化してまとめたものであることに留意。

加入者のための企業年金の見える化のあり方

「加入者のための」企業年金の見える化について、

- 資産運用立国に向けた議論も踏まえ、加入者のための見える化の意義
 - 企業年金（DB・企業型DC）の加入・加入期間中・退職時／受給時の各フェーズに応じた情報提供や周知のあり方
 - いわゆる選択制DC・選択制DB加入時の周知のあり方
- 等について議論を行う。

	加入時	加入期間中	退職時／受給時
確定給付企業年金制度 (DB)	<ul style="list-style-type: none"> • 労働条件としての案内 (・いわゆる選択制DB加入時の周知事項) 	<ul style="list-style-type: none"> • 将来の給付の見える化 • 企業年金の運用状況に関する加入者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> • 受取方法を含めた手続等の見える化 • ポータビリティ
企業型確定拠出年金制度 (企業型DC)	<ul style="list-style-type: none"> • 商品選択等の情報提供や周知 (・いわゆる選択制DC加入時の周知事項) 	<ul style="list-style-type: none"> • 運用実績等に係る見える化 • 将来の給付の見える化 • 継続教育も含めた加入者教育 	<ul style="list-style-type: none"> • 手続き等の見える化やポータビリティ • (加入期間中と同様の)受給中の運用に関する情報提供

DBの見える化（加入期間中）

－DBに係る事業及び決算に関する報告書－

- 厚生労働省がDBの実施状況等を把握するために、事業主等は、事業年度ごとに、DBに係る事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働省に提出する必要がある（一般に公開することは想定されていない）。

事業報告書 記載項目
1. 適用状況（実施事業所数及び加入者数）
2. 給付状況（件数及び金額）
3. 掛金拠出状況
4. 年金通算状況（他制度からの資産の受換件数、他制度への資産の移換件数）
5. 資産運用状況（受託保証型DBを除く） (1) 政策的資産構成割合等、期待収益率、リスク、予定利率、調整率、資産運用委員会の設置の有無 (2) 資産別残高及び資産構成割合 (3) 運用機関別資産残高等（総幹事会社名、運用コンサルタント会社名含む） ※ 基金については、上記に加え、自家運用に関する特記事項の記載を求めている

決算に関する報告書
1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

DCの見える化（加入時） 一運用の方法の公表例一

○ 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

<公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
△▽	△▽	△▽	△▽	○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽	△▽	△▽
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマ ージング	○○○ (±○)	★★	○%	○%	○%	○%	<input type="checkbox"/>
...
...
...
...

チェックしたファンドに
限定して、比較できる

<公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	目論見書	月次レポート
...
...
...
...

別の画面・資料に遷移すると
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトを基に厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したのではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

DCの見える化（加入期間中） —加入後の定期的な加入者への通知—

- 多くの項目を通知する必要があるため、文字の分量も多く、紙面も複数枚にわたる。
- 運営管理機関の加入者向けサイトにおいても、多くの情報が提供されている。また、当該サイトにアクセスするにあたって、複数のサイトを經由しなければならない場合もある。

作成日 2017.10.13
ページ 1 / 8

届出 太郎 様

確定拠出年金お取引状況のお知らせ

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXX
-XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社
事業所名 本社
所属名 △△部
従業員番号 999999999
mm4dDK!P0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXX

お問い合わせ先 XXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2017年 4月 1日から2017年 9月30日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
今回基準日 2017年 9月30日 前回基準日 2017年 3月31日

1. 今回基準日時点の年金資産状況

① 評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
89,422円	41,706円	47,716円

運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	制度移行金額	受換金額	給付金額・移換金額	手数料
80,000円	100,000円	450,000円	587,862円	432円

② 年金資産評価額の内訳 (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	評価額
006	DC定期 5年	65%	58,000円
001	DC投資信託	9%	8,222円
003	DC定期 3年	8%	7,600円
004	DC GIC	8%	7,600円
002	DC定期 1年	3%	3,000円
	その他商品合計	6%	5,000円

※時価評価額は基準日時点で実行を行った商品の金額を表示しております。当該商品については開示まで保留した場合は金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

③ 評価損益

年金資産評価額：基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額（時価評価額）、待機資金及び運用の損益が行われていない資産（未採戻資産）の合計額です。
商品によっては売却時に掛かる解約手数料等を差引いた額を使用しているため、時価評価額が本を下回って表示される場合がありますのでご注意ください。商品別の時価評価額については次ページ以降をご参照ください。
待機資金：基準日時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。
未採戻資産：基準日時点で運用の損益が行われていないため、現金等として管理されている資金です。
未採戻資産は年金資産評価額に含まれます。
運用金額：現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられる方は給付金額を計算しています。
評価損益：基準日時点における年金資産全体の「運用利益（プラス）」又は「運用損失（マイナス）」を表しています。
●運用金額の内訳
掛金額(定時拠出)：現在の確定拠出年金制度に拠出して拠出された金額の累計です。
制度移行金額：企業年金制度又は退職手当制度（退職金制度）等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の累計です。
受換金額：転職等により、他の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。
給付金額：給付金額は一時金および年金としてお支払いした金額（税込）の累計です。
移換金額：転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度や他の企業年金制度等に移された年金資産です。規約の定めにより事業主へ返還した年金を含みます。
手数料：毎月の拠出額等からあなた様が負担された事務費等の金額の累計です。

④ 年金資産評価額の内訳

今回基準日時点の商品別の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。
なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

残高・時価評価額照会

○○ △△ 様 □座番号 123XXXX890 20XX/04/03

評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
1,438,158円	1,337,000円	101,158円

運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	制度移行金額	受換金額	給付金額・移換金額	手数料
240,000円	1,200,000円	100,000円	200,000円	3,000円

年金資産評価額の内訳

時価評価額合計	待機資金	未納手数料
1,423,408円	15,000円	250円

※時価評価額合計は直近の残高および時価にて算出しております。
※待機資金は現時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。
※確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。

時価評価額合計・待機資金の内訳

他	A	B	C	D	E
---	---	---	---	---	---

※時価評価額の上位5商品までを個別表示し、それ以外の商品および待機資金については「他」として合算表示しております。
※確定年金・終身年金は時価評価額に含めておりませんので、グラフ上には表示していません。
※「構成割合」は小数点未満を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。